

○草加市国民健康保険条例

昭和34年3月13日

条例第4号

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

(平30条例23・改称)

(協議会の委員の定数)

第2条 草加市国民健康保険運営協議会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5人
- (3) 公益を代表する委員 5人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人

(平6条例12・平30条例23・一部改正)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、市長が規則で定める。